

非常通信協議会の概要

1 目的

非常通信協議会は、昭和26年7月に電波法第74条に規定する通信(非常の場合の無線通信)の円滑な実施を確保することを目的として設立。

2 組織

現在、全国で23協議会が設置されており、合計2,116機関(国、地方公共団体、電気通信・放送事業者、電力会社、大手免許人等非常通信に関係の深い機関)で構成。

非常通信協議会の構成 (平成28年1月1日現在)

協議会名	組織数等	構成員数
中央非常通信協議会	1組織(総務本省内に設置) 会長:総合通信基盤局長 結成区域:全国 委員長:電波部長 幹事長:重要無線室長	34
地方非常通信協議会	11組織(地方総合通信局単位に設置) 結成区域:各総合通信局等の所管区域 会長:地方局長	1,761
地区非常通信協議会	11組織(四国地方及び九州地方の県単位に設置)	322
合計	23組織	2,116

3 活動

- (1) 非常通信訓練の実施
- (2) 非常時における非常通信の確保等
- (3) 表彰の実施
- (4) 周知・啓発活動の展開
- (5) 地方通信ルートの策定

非常通信協議会の概要

非常通信ルート of イメージ

◆非常通信ルート

通常利用している通信ルートが使用できない場合に、他団体・他機関の自営通信システムを利用する通信ルートで、内閣府と都道府県を結ぶ中央通信ルートと都道府県と市町村を結ぶ地方通信ルートがあります。

